

# 分析レポート

## 国内経済金融

### 地域金融機関による遺言関連業務の取扱状況

寺林 晓良

#### 地域金融機関による遺言関連業務の取扱方法

ホームページ検索による調査の結果<sup>(注)</sup>

<sup>1)</sup>、地域金融機関のうち、遺言関連業務を取り扱っているのは、地域銀行 106 行中 58 行 (54.7%) 信用金庫 271 金庫中 41 金庫 (15.1%) であった (図表 2)。

遺言関連業務の取扱いは近年着実に増加しており (図表 1) 少子高齢化が進行する中で今後もさらに関心が高まることとみられる。また、11・12 年の税制改正大綱で、基礎控除額の減額と最高税率の引き上げによる相続税改正が言及されているが、これが現実となれば、相続税の対象者は増加し、そのニーズは一層拡大することになるだろう。

当業務は顧客の金融資産を把握しながらの相談業務になるほか、相続人 (次世代)との接点にもつながりうことから、地域金融機関にとっても重要な取組みである。

そこで本稿は、ニーズ拡大が期待される遺言関連業務について、地域金融機関の取扱状況を示すとともに、地域特性や財務特性等の面から分析を行う。



#### (1)信託銀行の代理店方式

地域金融機関が遺言関連業務を行う場合、大手信託銀行の代理店となる場合がほとんどである。

この場合の地域金融機関にとってのメリットは、遺言関連業務を信託銀行に取り次ぐ報酬として手数料収入を得られること、遺言サービスを提供することで顧客の利便性向上に資することなどである。

ただし、代理店方式は、取次ぎに時間がかかる場合がある、顧客の相続資産が信託銀行へ流出する恐れがある、顧客の資産情報取得やリレーション強化の機会を逃すことになる、案件取扱いの判断を信託銀行に任せることになるが、信託銀行は資産規模が一定以上の顧客しか対象にしないため、顧客のニーズに応えられないことがあるなど、多くのデメリットも指摘されている。

#### (2)自行取扱方式

これに対し、地方銀行 3 行は本体で信

託免許を取得し、自行取扱として遺言関連業務を行っている。遺言関連業務の自行取扱は、信託銀行の代理店での取扱の場合に生じる～のいずれのデメリットにも対応することができるほか、富裕層の囲い込みや、新たな資産運用需要の開拓などのメリットも期待できる。

ただし、遺言関連業務を自行で取扱うことは、地域金融機関にとって容易なことではない。遺言関連業務は、法律や税制等に対する深い知識と経験が必要になるため、対応できる人材を育成するには多大な時間・費用がかかるほか、金融監督上の手続きも煩雑である。そのため、この方式による遺言関連業務への参入は、大手金融機関でなければ難しいと思われる。

### (3) 信託会社等との業務提携

こうしたなか、弁護士・税理士等が役職員を務める信託会社・NPO（以下、「信託会社等」と）との業務提携が拡大しており、現在、地域銀行8行、信用金庫28金庫がこの方式をとっている。なお、地域銀行は8行全てが信託銀行との代理店契約も併せて行っているが、信用金庫24金庫は、信託銀行の代理店とならず、信託会社等との業務提携のみで遺言関連業務を取扱っている。

信託会社等との業務提携のメリットは、

信託会社等には金融機能がないため、金融に関する業務がバッティングしない、

相続資産規模に下限を設定していないため、より多くの顧客にサービスを提供できる、

相続での紛争発生時によりきめ細やかなコンサルティングができる、ワンストップでサービスが提供できる、手数料等が信託銀行と比較して割安であるため顧客訴求力が高まる、などが挙げられる。

このように、信託銀行の代理店方式とは異なる方式によって遺言関連業務を効果的に推進する地域金融機関も増えており、今後の動向に注視する必要がある。

### 遺言関連業務の取扱いに関する分析

次に、これらの遺言関連業務について、地域特性や財務特性との関係から分析する。なお、ここでの分析対象は、地域銀行106行に絞ることにする。

#### (1) 国税局別

まず、相続税の発生状況や金額との関係を分析するため、地域銀行の遺言関連業務の実施率を国税局の管区別<sup>(注2)</sup>にみた。これによると、管内2行ともが実施している札幌国税局を除いては、東京国税局（90.0%）や大阪国税局（80.0%）関東信越国税局（66.7%）などの管内が高い割合となることが判明した（図表3）。

一方、各地方国税局の被相続人の数をみると、東京国税局（16,147人）が最も多く、大阪国税局（8,379人）、名古屋国税局（7,838人）の順で続いた。これを、

管内の死亡者数で除すると死亡者数あたりの相続税の発生率が導かれるが（図表3の(c)/(d)%）、この割合が最も

図表2 遺言関連業務の取扱い方式

	地域銀行	信用金庫		上位50金庫
		地方銀行	第二地銀	
金融機関総数	106	64	42	271
信託銀行代理店	55 (51.8%)	38 (59.3%)	17 (40.5%)	17 (6.3%)
（うち信託会社併用）	8 (7.5%)	3 (4.7%)	5 (11.9%)	4 (1.5%)
信託会社等との提携	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	24 (8.9%)
自行取扱い	3 (2.8%)	3 (4.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	58 (54.7%)	41 (64.1%)	17 (40.5%)	41 (15.1%)
				16 (32.0%)

（資料）各金融機関ホームページより作成。2012年7月10日現在

**図表3 国税局別の金融機関の遺言関連業務実施状況及び相続税の課税状況**

国税局 (事務所)	遺言信託 実施行(a)	地域銀行数 (b)	実施率 (a)/(b)%	被相続人の 数(人)(c)	管内死亡者 数(人)(d)	相続税の 発生率 (c)/(d)%	課税価格 (億円)(e)	1件あたり 課税価格 (e)/(c)億円
札幌	2	2	100.0%	954	55,404	1.7%	1,865	1.96
仙台	6	15	40.0%	1,773	104,837	1.7%	3,074	1.73
関東信越	8	12	66.7%	6,696	173,950	3.8%	13,548	2.02
東京	9	10	90.0%	16,147	231,280	7.0%	39,526	2.45
金沢	2	6	33.3%	1,048	31,899	3.3%	1,913	1.83
名古屋	5	13	38.5%	7,838	133,808	5.9%	14,960	1.91
大阪	8	10	80.0%	8,379	188,525	4.4%	17,223	2.06
広島	5	9	55.6%	2,513	81,511	3.1%	4,153	1.65
高松	5	8	62.5%	1,439	46,484	3.1%	2,541	1.77
福岡	4	10	40.0%	1,626	72,511	2.2%	3,195	1.97
熊本	3	8	37.5%	1,129	64,833	1.7%	1,940	1.72
沖縄	1	3	33.3%	349	10,156	3.4%	692	1.98
全国	58	106	54.7%	49,891	1,195,198	4.2%	104,630	2.10

(資料)国税庁「相続税」(10年)、厚生労働省「人口動態統計」(10年)、各金融機関ホームページから作成

高いのは東京国税局(7.0%)で、次いで名古屋国税局(5.9%)、大阪国税局(4.4%)の順となった。

また、課税価格の合計を被相続人の数で除すると相続1件あたりの課税価格が導かれるが(同(e)/(c)億円)、これは東京国税局(2.45億円)が最も高く、次いで大阪国税局(2.06億円)、関東信越国税局(2.02億円)の順であった。これには、以上の地域の地価が高いことも関係していると思われる。

以上のことから、遺言関連業務の実施率の高い東京国税局や大阪国税局は、相続税の発生率が高く、1件あたりの課税価格も高い傾向があることがわかる。

## (2)特別区・政令指定都市とそれ以外

次に、東京特別区及び政令指定都市に本店を置く地域銀行とそれ以外の地域銀行の実施率を比較したところ、特別区・政令指定都市での実施率(80.6%)は、それ以外の地域(41.4%)に比べて明らかに高かった(図表4)。

つまり、東京特別区や政令指定都市などの大都市に本店を置く地域銀行のほうが、遺言関連業務の実施率が高いことが示された。

**図表4 特別区・政令指定都市とそれ以外の遺言関連業務実施率の比較**

	特別区・ 政令指定 都市	それ以外	全国
行数	36	70	106
実施行数	29	29	58
実施率	80.6%	41.4%	54.7%

(資料)各地域銀行ホームページより作成

**図表5 遺言関連業務実施行と非実施行の預金額の平均の差の検定**

	実施行	非実施行	平均差
行数	58	48	-
預金額平均 (兆円)	3.66	1.42	2.23***

(資料)各地域銀行ホームページより作成

(注)\*\*\*は1%以下の水準で有意であることを示す。

## (3)財務規模

また、遺言関連業務の実施状況と地域銀行の預金規模との関係をみると、遺言関連業務を実施している銀行の預金額の平均は3.66兆円であった一方、実施していない銀行の預金額の平均は1.42兆円であり、両グループの間には統計的に違いがあることが示された(図表5)。

つまり、預金規模の大きい地域銀行ほど遺言関連業務を実施する傾向があることを示唆している。

**図表6 地域金融機関と信託会社等との業務提携の状況**

預金規模	国税局管区	合計	札幌	仙台	関東 信越	東京	金沢	名古 屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
合計		32	1		10	11	1	2	5	2				
10兆円超		1				1								
5~10兆円		2		1							1			
2~5兆円		4			1	1		1	1					
1~2兆円		7			1	4		1	1					
5,000億~1兆円		3				1			1	1				
3,000~5,000億円		9				5	2			2				
1,000~3,000億円		5				3	2							
1,000億円以下		1					1							

(資料)各種ホームページより作成

(注)信用金庫は、取扱をインターネット上で公表している22金庫に限る

よりも遺言関連業務へのニーズが高いためだと思われる。第二に、規模の大きな地域銀行ほど遺言関連

### 信託会社等との業務提携状況の分析

最後に、地域銀行8行、信用金庫24金庫の合計32機関を対象に、信託会社等との業務提携の状況を分析した(図表6)。なお、信用金庫は28金庫で業務提携を実施しているが、これは信託会社の報道ベースの件数であり、4金庫は特定できなかつたため、分析から除外した。

国税局管区との関係をみると、信託会社等との業務提携も、関東圏や大阪圏などの大都市圏で進んでいることが分かる。

しかし、預金規模との関係でみると、10兆円超の大手地銀から、1,000億円以下の信金まで多様な規模の金融機関で実施されており、5,000億円以下という預金規模の比較的小さな層での実施数も小さくなかった。そのため、信託会社等との業務提携は、金融機関の規模とはあまり関係なく進んでいるといえるだろう。

### まとめ

以上の分析をまとめると、次のようになる。第一に、遺言関連業務は、東京圏や大阪圏のような大都市圏で取組みが盛んである。これは、大都市圏は相続税の発生率が高く(富裕層の割合が高く)相続1件あたりの額も大きいため、他地域

業務への取組みが盛んである。第三に、信託会社等との業務提携も大都市圏で目立っているが、金融機関の規模とはあまり関係なく、小規模な金融機関との間でも進んでいる。

調査結果に相続税改正などの影響を照らし合わせると、遺言関連業務は、ひとまずは都市を中心に、小規模金融機関への拡大、従来よりも相続資産規模の小さな顧客への拡大、という規模・対象の拡大に向かうことが想定される。つまり、遺言関連業務のニーズが従来の富裕層に限定されなくなるなか、小規模な地域金融機関でも信託会社との業務提携などを活用した取扱いが一層進展するものと思われる。

(注1) ホームページへの掲載がなくても実際には遺言関連業務を実施しているケースがあると思われるため、留意が必要である。

(注2) 各国税局の管区は図表7のとおり。

**図表7 各国税局の管轄**

札幌国税局	北海道
仙台国税局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越国税局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県
東京国税局	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
金沢国税局	富山县、石川県、福井県
名古屋国税局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
大阪国税局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县
広島国税局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
高松国税局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡国税局	福岡県、佐賀県、長崎県
熊本国税局	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄国税事務所	沖縄県